

報 告 第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝 行

和 解 に つ い て

写

処 分 書

専 決 第 4 号

和 解 に つ い て

不注意により国領川緑地に設置している多目的トイレの便座の蓋の一部が焼失した事件について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年1月21日

新居浜市長 石 川 勝 行

1 和解の相手方 （省 略）

2 事件の概要

平成24年12月2日深夜、国領川緑地左岸の敷島橋南側に設置している多目的トイレ（平形町10番地先）において、相手方の不注意により便座の蓋の一部が焼失した。

3 和解の内容

- (1) 相手方は、新居浜市に対し、本件事件について著しく迷惑をかけたことを深く反省し、謝罪する。
- (2) 相手方は、新居浜市に対し、本件事件による便座の蓋の修繕費用として、金9,450円の支払義務のあることを認める。
- (3) 相手方（連帯保証人）は、相手方の前号の債務について、相手方と連帯して、新居浜市に支払う義務のあることを認める。
- (4) 相手方又は相手方（連帯保証人）は、新居浜市に対し、第2号の金員を平成25年1月31日限り、新居浜市の発行する納入通知書により支払う。
- (5) 新居浜市は、その余の請求を放棄する。
- (6) 新居浜市と相手方及び相手方（連帯保証人）の間には、本件事件に関し前各号に掲げるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。